

1 目 的

(仮称) くろべ市民交流センター建設の実現に向けた取り組みの基礎資料となる「建設基本構想」を取りまとめるにあたり、市民に公表するとともに広く意見を求め、より市民の意見を反映した内容となるよう、今後の審議の参考とするもの。

2 パブリックコメントの対象

(仮称) くろべ市民交流センター建設基本構想〔中間報告〕全般

3 意見提出者の要件

意見を提出できるのは、次のいずれかに該当する方とします。

- ① 黒部市内に住んでいる方
- ② 黒部市内の会社、事業所等に勤務する方
- ③ 黒部市に対して納税義務のある方

4 意見募集期間

平成 29 年 2 月 10 日（金）から 3 月 11 日（土）まで

5 意見の提出方法

意見書は、氏名（法人又は団体の場合は名称、代表者の氏名）、住所（法人又は団体の場合は主たる事務所の位置）、連絡先（電話番号又はメールアドレス）を明記の上、次のいずれかによるものとします。

なお、意見書は別紙のとおり参考様式を示しますが、原則自由とします。

- ① 郵送又は持参する場合
郵便 938-8555 黒部市三日市 1301 番地 黒部市役所総務課あて
- ② FAX の場合
FAX 番号 0765-54-4461 黒部市役所総務課あて
- ③ Eメールの場合
メールアドレス soumu@city.kurobe.toyama.jp 黒部市役所総務課あて

6 対象資料の提供方法

中間報告の市ホームページへの掲載及び黒部市役所総務課、宇奈月市民サービスセンター、図書館、地区公民館等での閲覧

7 意見提出上の留意点

- ① 提出された意見の概要、意見に対する実施機関の考え方、意見に基づき修正したときは、その修正内容については、市ホームページに掲載するほか、黒部市役所総務課と宇奈月市民サービスセンターにおいて閲覧に供します。
- ② 意見に対する個別の回答は行いません。
- ③ 電話のみによる意見は、対象外とします。

8 その他

実施に係る上記以外の詳細事項は、黒部市市民パブリックコメント手続実施要綱（別紙参照）に準拠します。

【参考】パブリックコメント（意見公募手続）とは

公的な機関が条例や規則などの類のものを制定しようとするときに、広く公（パブリック）に、意見・情報・改善案など（コメント）を求める手続きのことで、それらを定める前に、その影響が及ぶ対象者などの意見を聴取し、その結果を反映させることによって、よりよい行名を目指すもの

意見書

案件名（※必須）	(仮称) くらべ市民交流センター建設基本構想策定委員会〔中間報告〕
氏名（※必須）	
住所（※必須）	
電話番号（※必須）	
電子メールアドレス	
提出者の該当要件 (該当する番号に○印を付けてください)	<ol style="list-style-type: none">1 市内に住んでいる方2 市内の会社、事務所等に勤務している方3 黒部市に納税義務のある方
《意見等記入欄》	

注1 必須項目については、必ずご記入ください。
注2 法人その他の団体としての意見の場合は、「氏名」欄に名称及び代表者の氏名、「住所」欄に事務所等の所在地をご記入ください。
注3 意見等記入欄が足りないときは、別紙を添付してください。